

## 【外国人材分野】規制改革事項について

## 1. 国家戦略特区

## &lt;特例措置&gt;

規制改革事項	概要	実現時期等	初活用自治体
家事支援外国人材	<b>外国人家事支援人材の活用</b> 女性の活躍推進等及び家事支援ニーズの対応、中長期的な経済成長のため、地方自治体等による一定の管理体制の下、家事支援サービスを提供する企業に雇用される外国人の入国・在留を可能とする。	2015年7月 特区法成立	神奈川県
創業外国人材	<b>創業人材の多様な外国人の受入れ促進</b> 外国人による創業活動を促進するため、地方自治体等が一定の要件を確認した場合により、「経営・管理」の在留資格の基準である「事業所の確保」等を6カ月後までに基準を満たす見込みがあれば、入国を可とする。	2015年7月 特区法成立	東京都、福岡市
クールジャパン外国人材	<b>クールジャパン外国人材の受入れ促進</b> アニメ・ゲーム等のクリエイターや和食料理人材など、クールジャパンに関わる外国人の活動を促進するための施策の推進、情報提供等を行う。 <b>クールジャパン・インバウンド外国人材の受入れ・就労促進</b> クールジャパン・インバウンド対応分野の外国人材に係る受入れ要望がなされた場合に、区域会議において、関係府省及び関係自治体が一体となって協議・検討し、現行の上陸許可基準の代替措置を設けることにより、専門的・技術的分野の外国人材がより柔軟かつ適切に入国・在留・就労する機会の拡大を図る。	2015年7月 特区法成立 2017年6月 特区法成立	—
外国人雇用相談	<b>外国人を雇用しようとする事業主への援助(相談センターの設置)</b> 国家戦略特別区域会議の下に、専門の弁護士・行政書士などで構成される相談センターを設置し、企業等に対し各種相談や情報提供等を行うとともに、在留資格の許可・不許可に係る具体的事例の整理・分析を行う。	2017年 6月 特区法成立	—
農業支援外国人材	<b>農業支援外国人材の受入れ</b> 産地での多様な作物の生産等を推進し、経営規模の拡大などによる「強い農業」を実現するため、外国人の人権にも配慮した適切な管理体制の下、日本人の労働条件及び新規就農に与える影響などにも十分配慮した上で、一定水準以上の技能等を有する外国人材の入国・在留を可能とする。	2017年 6月 特区法成立	京都府、新潟市、愛知県
創業外国人材 (事業所確保の特例)	<b>創業外国人材の事業所確保要件の緩和</b> 外国人による創業活動をさらに促進するため、創業外国人材の特例措置を活用し入国後、初回の在留資格更新時に、在留資格「経営・管理」に必要な確保すべき事業所について、自治体が認定するコワーキングスペース等についても最大1年間認める。	2020年 3月 ガイドライン	福岡市、仙台市
創業外国人材 (在留資格「留学」からの資格変更)	<b>外国人留学生の創業活動の促進</b> 意欲と能力ある外国人留学生の創業を促進するため、地方自治体等が一定の要件を確認した場合、在学中及び卒業後に帰国することなく創業外国人材の特例措置に基づく「経営・管理」への在留資格変更を認める。	2020年 3月 ガイドライン	—
外国人美容師	<b>外国人美容師の育成</b> 日本の美容製品の輸出促進や、インバウンド需要に対応するため、日本の美容師養成施設を卒業して美容師免許を取得した外国人留学生に対し、一定の要件の下、美容師としての就労を目的とする在留を認める。	2021年 7月 要領	東京都

## &lt;特例措置⇒全国展開&gt;

海外大学卒業外国人留学生	<b>日本語教育機関卒業後の就職活動期間の延長</b> 一定の要件の下、海外大学等を卒業した留学生が日本語教育機関卒業後も就職活動の継続を希望する場合に、就職活動継続のための在留資格を最大1年間認める。 ※初活用自治体:北九州市	2021年 9月 通知	
高度人材ポイント制	<b>高度人材ポイント制にかかる特別加算の項目新設</b> より高度な外国人材の受入れを積極的に推進するため、出入国管理上の優遇措置を講ずる「高度人材ポイント制」において、地方公共団体が創業等を支援する企業等に就労する外国人へ、新たに特別加算を実施する特例措置を実施する。 ※初活用自治体:東京都	2023年 3月 省令	

<全国展開>

留学生就職支援	<b>卒業後の就職活動期間の延長</b> 大学等を卒業した留学生が、地方公共団体が実施する留学生就職支援事業に参加する場合、就職活動のための在留を、現行の1年間から、最長で2年間認める。	2016年 12月 通知	
職業訓練	<b>公共職業能力開発施設等における外国人留学生等に対する訓練実施手続の明確化</b> 公共職業能力開発施設等で外国人留学生等に対して訓練を実施する場合の、修了証書の交付等に関する手続を明確にする。	2019年 4月 省令	
日本の食文化の海外普及のための人材育成	<b>日本の食文化海外普及人材育成事業(旧:日本料理海外普及人材育成事業)の拡充</b> 「日本料理海外普及人材育成事業」を拡充し、名称を「日本の食文化海外普及人材育成事業」と改めるとともに、調理又は製菓の科目を専攻して専修学校の専門課程を修了する等した留学生が就職できる業務の幅を拡充。	2019年 11月 実施要領一部改正	
外国人ダイビングインストラクター	<b>「外国人ダイビングインストラクターの活躍促進」に向けた申請プロセスの明確化</b> 海外の潜水に関する資格を有する者が、国内でダイビングインストラクターとして就労する際に必要となる潜水士免許を、日本語の試験によらず、潜水士免許を取得する申請プロセスを明確にした。	2019年 12月 通達	
起業外国人材	<b>外国人留学生の「外国人起業活動促進事業」の活用に係る明確化</b> 外国人留学生の起業活動促進のため、「外国人起業活動促進事業」における以下の2点を明確化。 ①大学等に在学中の外国人であっても、当該事業に基づき地方自治体から起業準備活動計画の確認を受けた場合において、起業活動が主たる活動となるなど所定の要件を満たす限り、在留資格「留学」から「特定活動」への在留資格変更が可能。 ②当該事業に基づく在留資格「特定活動」で在留中の外国人が、当該在留資格に該当する活動のほか、大学等での収入を伴わない活動を行うことは可能。	2020年 2月 通知	

2. 構造改革特区関係

特定事業(特定事業番号)	概要
特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業(504)	「地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業(512)」などにおいて、外国人の入国・在留諸申請を優先的に処理することを可能とする。
特定事業等に係る外国人の永住許可弾力化事業(505)	「地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業(512)」などにおいて、我が国への貢献がある外国人について、永住許可要件となっている在留実績を3年に短縮する。
地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業(512)	地方公共団体が事業所の指定又は転賃をする場合、外国企業の職員が「企業内転勤」の在留資格を受けることを可能とする。